生活に困窮する外国人を対象として生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	大船渡市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	26-1 ： 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	15	
③番号法別表第２の項	26	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第１ 第２項 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第１条	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号） 1

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その（最低限度の生活を保障）するとともに、その（自立を助長）することを目的とする。	1 生活保護法（以下単に「法」という。）第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては（一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて）左の手続により（必要と認める保護を行う）こと。
⑦独自利用事務の関連規範		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）
②事務の内容	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ｲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾛ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	失業等給付関係情報	失業等給付関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾊ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ニ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ホ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ヘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ト	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾁ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

特定個人情報9

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

特定個人情報10

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾇ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報

特定個人情報11

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾙ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報12

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ヲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

特定個人情報13

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ワ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

特定個人情報14

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号カ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報15

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

特定個人情報16

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾀ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

特定個人情報17

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾚ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

特定個人情報18

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報

特定個人情報19

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾂ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報

特定個人情報20

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾈ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金生活者支援給付金関係情報	年金生活者支援給付金関係情報

特定個人情報21

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾅ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報

特定個人情報22

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾗ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
③提供を求める特定個人情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

特定個人情報23

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ﾑ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報24

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報

特定個人情報25

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ヰ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

特定個人情報26

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号ノ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

特定個人情報27

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項1号オ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）

②事務の内容	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾛ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	失業等給付関係情報	失業等給付関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾊ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾆ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ホ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ヘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ト	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

特定個人情報9

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

特定個人情報10

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾇ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報

特定個人情報11

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾙ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報12

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾜ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

特定個人情報13

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｦ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

特定個人情報14

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｶ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報15

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｺ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

特定個人情報16

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾀ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

特定個人情報17

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾚ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
特定個人情報18		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ソ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報
特定個人情報19		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ツ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報
特定個人情報20		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ネ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金生活者支援給付金関係情報	年金生活者支援給付金関係情報
特定個人情報21		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ナ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報

特定個人情報22

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
③提供を求める特定個人情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

特定個人情報23

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾑ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報24

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報

特定個人情報25

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｻ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

特定個人情報26		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ﾉ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

特定個人情報27		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項2号ｵ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）
②事務の内容	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務	生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ｲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾛ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	失業等給付関係情報	失業等給付関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾊ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾆ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾎ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾍ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ト	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号リ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ヌ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報

特定個人情報11

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾙ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報12

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾇ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

特定個人情報13

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾜ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

特定個人情報14

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ｶ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報15

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

特定個人情報16

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号タ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

特定個人情報17

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

特定個人情報18

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ソ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報

特定個人情報19

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ヅ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報

特定個人情報20

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ネ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金生活者支援給付金関係情報	年金生活者支援給付金関係情報

特定個人情報21

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ナ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報

特定個人情報22

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ラ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
③提供を求める特定個人情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

特定個人情報23

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報24		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
特定個人情報25		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ｷ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
特定個人情報26		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ﾉ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報27		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項3号ｵ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）
②事務の内容	生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務	生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ｲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾛ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	失業等給付関係情報	失業等給付関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾊ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ニ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ホ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ヘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ト	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

特定個人情報9

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

特定個人情報10

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾇ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報

特定個人情報11

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾙ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報12

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾜ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
特定個人情報13		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾜ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
特定個人情報14		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ｶ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報15		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ｺ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
特定個人情報16		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾀ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報
特定個人情報17		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾚ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
特定個人情報18		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報
特定個人情報19		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾂ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報
特定個人情報20		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾈ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合

③提供を求める特定個人情報	年金生活者支援給付金関係情報	年金生活者支援給付金関係情報
特定個人情報21		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ｹ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報
特定個人情報22		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾗ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
③提供を求める特定個人情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報
特定個人情報23		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ﾑ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報24		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報

特定個人情報25		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ヰ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

特定個人情報26		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項4号ノ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）
②事務の内容	生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務	生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ロ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	失業等給付関係情報	失業等給付関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ハ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ニ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ホ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ヘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ト	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号リ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ヌ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報

特定個人情報11

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ﾙ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報12

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ﾇ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

特定個人情報13

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ﾜ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

特定個人情報14

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ｶ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報15

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

特定個人情報16

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号タ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

特定個人情報17

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

特定個人情報18

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ソ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報

特定個人情報19

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ヅ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報

特定個人情報20

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ネ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金生活者支援給付金関係情報	年金生活者支援給付金関係情報

特定個人情報21

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ナ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報

特定個人情報22

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ラ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
③提供を求める特定個人情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

特定個人情報23

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報24		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
特定個人情報25		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ｻ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
特定個人情報26		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項5号ﾉ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務6		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）

②事務の内容	生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ｲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾛ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	失業等給付関係情報	失業等給付関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾊ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
③提供を求める特定個人情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾆ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ホ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報	児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ヘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ト	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

特定個人情報9

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾘ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

特定個人情報10

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾇ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報	生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学準備給付金関係情報

特定個人情報11

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾙ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報12

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾜ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

特定個人情報13

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ｦ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

特定個人情報14

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ｶ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報15

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ｺ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

特定個人情報16

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾀ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報	児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

特定個人情報17

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾚ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
特定個人情報18		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ヅ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報
特定個人情報19		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ツ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報
特定個人情報20		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ネ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
③提供を求める特定個人情報	年金生活者支援給付金関係情報	年金生活者支援給付金関係情報
特定個人情報21		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ナ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報

特定個人情報22

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
③提供を求める特定個人情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報	学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

特定個人情報23

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ﾑ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

特定個人情報24

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ｳ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報

特定個人情報25

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ｻ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報	地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

特定個人情報26

①根拠規定	番号法別表第二主務省令19条 項6号ノ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	外国人
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2023年03月15日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.